

第十三回国会
衆議院

電気通信委員会議録第三十三号

昭和二十七年五月三十一日(土曜日)
午後一時五十一分開議

出席委員

委員長 田中 重彌君
理事 高橋 三郎君 理事 橋本登美三郎君
理事 長谷川四郎君 理事 松井 政吉君
理事 石原 登君 理事 井手 光治君
理事 加藤隆太郎君 理事 高橋 權六君
理事 辻 寛一君 理事 平井 義一君
理事 福永 一臣君 理事 畠山 重勇君
理事 石川金次郎君 理事 田島 ひで君
理事 稻村 順三君

出席政府委員

電気通信大臣 佐藤 榮作君
出府政府委員
電気通信 平井 太郎君
電気通信 山下知二郎君
電気通信 大泉 周蔵君
電気通信 山岸 重孝君
電気通信 田邊 正君
電気通信 花岡 薫君
電気通信 横田 信夫君
電気通信 中尾 徹夫君

委員外の出席者

電気通信 榎 勉君
電気通信 吉田 弘苗君
電気通信 中村 寅市君
専門員 中村 寅市君

五月三十一日

委員庄司一郎君、小峯柳多君及び小西寅松君辭任につき、その補欠として平井義一君、高橋權六君及び石原登君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

日本電信電話公社法案(内閣提出第二二二号)
日本電信電話公社法施行法案(内閣提出第二二三号)
国際電信電話株式会社法案(内閣提出第二二四号)

○田中委員長 これより開会をいたします。
日本電信電話公社法案、日本電信電話公社法施行法案及び国際電信電話株式会社法案を一括議題とし、審査を続けます。昨日の松井委員の質疑に対する佐藤電通大臣の答弁をお願いいたします。佐藤大臣。

○佐藤電通大臣 昨日欠席をいたしましたので、たいへん委員の皆様方に御迷惑をおかけしたと思ひます。この点あしからず御了承のほどをお願いいたします。当時政務次官並びに事務次官から御答弁をいたしましたことだと思ひますが、問題はなぜ会社をつくつたか、こういうお尋ねであつたようでありまして、この点につきましても、私からお答えする方が筋のように思ひますので、岡次官の答弁がありま

した際であります。特に私の所信もこの機会にごひろういたしたいと思ひます。

御承知のように電気通信省が所掌をいたしております電気通信業務につきましても、この機構を改正するという事柄につきましても、長い間の問題であつたのであります。国会の御意向もぜひともこれを公社にするようにというように伺つておつたのであります。従ひまして電気通信省におきましては、国会の御意思等を尊重いたしまして、公社にすることについて種々検討をつけ加えて参つたのであります。従ひまして当初におきましては、公社案一本で種々計画研究されておつたという事実もあるものでございますが、この問題を取上げました私といたしましては、全国にわたる、しかも業務も多岐に及びつておりますこの事業を、いかにも十分目的を達し得るかどうかというので、規模等におきましてもどの程度の規模がよろしいか、種々くふうをいたしましたものでございます。従ひまして一本のまま、在来からやつております電気通信省の所掌業務を全部一まとめにいたしまして、公社に移すことも一案には違ひないものであります。その際におきまして、やはり企業能力等の観点も考慮し、また活動に便するといふような点もいろいろくふういたしてみまして、この大きな規模のものを分割することがどういふ影響を持つつか。言いかえますれば、分割することによつてその機能をそこなうということとは

もちろん避けなければならないのであります。進んでよりよい業績を上げるかどうかということで、いわゆる分割する方がその使命遂行上に役立つか役立たないかという点を、まず検討いたしましたわけでございます。さらに分割可能なものがあるかどうかという点でございます。種々くふうを重ねて参つたのであります。しかし冒頭に申しましたように、国会等におかれましては公社への移行の御意向を拜承いたしましたのは、主たる本筋の公社への移行といふことをお考えになつて、行を考へますので、この公社へ移行をする場合におきまして、国会の意思を尊重いたすといひました。そのくふうの余地はあるように私は考へて参つた次第でございます。従ひましてこの公社への移行という事柄につきましても、従業員もほぼ承のできておるような感じがいたしておつたのであります。さらにそれにくふうを加えま

すが、御承知のように電話と電信は設備等におきましても共用いたしておる面が多分にあります。またその收支状況等もこれを分割することはむしろ不適当なり、かような判断をいたしましたわけでございます。また国内の電話を地域的に分割いたしますことは、その地域の利用状況等から考へまして、この種の施設が全国を通じて公正に、また均衡のとれた方向において発達すべき事業でありますだけに、地域的分割もこれは当を得ないという結論に到達いたしました。国際部門につきましても、これは分割が可能であるばかりでなく、むしろ国際部門は外国との競争等のことを考へて参りますと、過去の経験等から見ましても、この際別途の経営にすることが一層望ましいのではございませんか。またさらにさうな場合におきましては外国等の例をとりまして、これを公社組織にしないで会社組織にすることが望ましい、かような結論をもつて省議をまとめたような次第であります。従ひまして経過等におきまして、あるいはこの国際電信電話会社といふものが忽然として現れたとか、在来の経過から見ればこれが出て来たことがどうも理解しがたい、こういうような御批判もいただいております。でございますけれども、ただいま申し上げましたような経過、これが率直な経過の説明であるのであります。この点は私特にこれらの面におきましても、ふうをいたしました次第でありますので、私から責任のあるお答えをいたす

次第でございます。

○田中委員長 これにて右三案に對し
ます質疑は終了いたしました。

井手光治君、長谷川四郎君、松井政
吉君、稻村順三君より、日本電信電話
公社法案及び日本電信電話公社法施行
法案に對する四派共同修正案が提出さ
れております。まず日本電信電話公社
法案及び日本電信電話公社法施行法案
に對する修正案について、その趣旨の
説明を求めます。井手光治君。

日本電信電話公社法案に對する
修正案

日本電信電話公社法案の一部を次
のように修正する。

目次中「第三十七條 第七十五
條」を「第三十七條 第七十四條」
に、「第七十六條 第七十七條」を
「第七十五條 第七十六條」に、
「第七十八條 第七十九條」を「第
七十七條 第七十八條」に、「第八
十條 第八十一條」を「第七十九
條 第八十條」に改める。
第十一條第一項中「三人」を「五人」
に改める。
第十七條第一項中「二人」を「三人」
に改める。
第十九條中「五人以上」の下に「十
人以下」を加える。
第二十五條中但書を削る。
第四十一條第二項中「これを検討
して適當であると認めたる時は、大
蔵大臣に送付しなければならぬ。」
を「大蔵大臣と協議して必要な調整
を行い、閣議の決定を経なければなら
ぬ。」に改め、第三項を削り、第
四項中「国の予算とともに、」を削

り、同項を第三項とし、第五項を第
四項とし、第六項を削る。
第四十三條第四号中「第一項」を
「第一條但書」に改める。
第五十條第二項、第五十一條第二
項及び第五十二條第二項の規定中
「第六項を第四項」に改める。
第五十四條第三項及び第五十六條
中「大蔵大臣」を削る。
第五十九條第一項中「郵政大臣を
經て大蔵大臣に」を「郵政大臣に」に、
同條第二項中「大蔵大臣」を「郵政大
臣」に、同條第三項中「政令」を「省令」
に改める。
第六十條第二項中「国の歳入歳
出の決議とともに、」を削る。
第六十一條第一項中「あらかじめ
予算で定めるところにより国庫に納
付すべき場合におけるその納付額を
控除し、」を削り、同項に次の但書
を加える。
但し、政府は、あらかじめ予算
をもつて国会の議決を経た場合
においては、積立金として整理すべ
き額の一部を国庫に納付させるこ
とができる。
第七十一條第四項中「大蔵大臣」
を削る。
第七十四條を削り、第七十五條中
「第五十三條第二項、第五十四條第
一項但書、第五十八條第一項及び第
六十六條の承認並びに第六十二條第
一項、同條第三項但書及び第七十一
條第三項の認可並びに第六十二條第
一項及び第三項但書の認可並びに第
六十六條の承認」に改め、同條を第
七十四條とし、以下第八十四條まで順
次一條ずつ繰り上げる。
第八十五條中「役員及び職員に對

し」の下に「その離職に基く給付とし
て」を加え、同條を第八十四條とし、
以下順次一條ずつ繰り上げる。

日本電信電話公社法施行法案に
對する修正案

日本電信電話公社法施行法案の一
部を次のように修正する。

第一條第三項中「それぞれ二年、
三年及び四年」を「一人は一年九箇
月、二人は二年九箇月、他の二人は
三年九箇月」に改める。
第四十三條中「第三百四十八條第
一項及び第七百四十三條第三号中」
を「第三百四十八條第一項中」に改
め、「第五百八十六條第二項」を削
る。

○井手委員 ただいま一括して議題と
なりました日本電信電話公社法案及び
日本電信電話公社法施行法案に對する
修正案に關しまして、提案の趣旨並び
に内容を御説明申し上げます。
本委員会におきましては、電信電話
經營形態の適否が、わが国電信通信事
業の將來を左右する重大案件たるにか
んがみまして、すでに昨年八月以降十
箇月にわたり、特に電気通信事業の經
営方式に關する小委員会を設けまし
て、政府當局と協力し、詳細な研究を
進めて参つたのでありますが、去る五
月十日、法案の付託を受けまして、以
來十數回にわたり會議を開いて、政府
と質疑応答を重ねて参つたのでありま
す。五月二十日には公社法案及び公社
法案に對して公聴會を開催し、公聴人
の意見を聴取する等、慎重審議に當つ
たのでありますが、この二句にわたる

検討の結果、委員多數の意見といたし
まして、公社法案及び公社法施行法案
については、政府原案につき、その大
部分はこの點において修正を必要とするも
若干の點において修正を必要とするも
のとの結論に達したのであります。よ
つて委員会における審議の結果、必要
と認められたる修正点を總合して、右
二法案に對する修正案を作成し、自由
黨、改進黨、日本社会党、日本社会党
第二十三號室の各派共同提案として、
ここに本修正案を提出いたした次第で
あります。以下右修正案の内容につき
まして、概略を御説明申し上げます。

まず日本電信電話公社法案におきま
しては、公社設立の本旨に重点を置き
まして、十八項目にわたる修正をいた
してあります。その大部分は、公社
の財務、會計に關する大蔵大臣の権限
を、郵政大臣の権限に一元化すること
を目的とした修正であります。

その最も主要なるものは、第四十一
條の修正であります。第四十一條は予
算の作成及び提出に關する規定であり
まして、原案によりますれば、大蔵大
臣は公社の予算に對して最終的調整の
権限並びに閣議提出の権限を有し、郵
政大臣は第一次的検討の権限を持つに
すぎないのであります。元來公社予
算は主として建設勘定において、財政
資金の貸付を受ける面におきまして
は、国家財政と関連を有するのであ
り、公社の事業全般に對して、国会に
對して責任を負うのは郵政大臣であり
ます。そこで公社に對する二重監督は
できるだけこれを避けまして、監督権
限をあげて郵政大臣に統一化するた
めに、予算についても、郵政大臣は大蔵

大臣と協議して必要な調整を行い、閣
議に提出することに修正をいたしたの
であります。

同様の理由により第五十四條第三
項、第五十六條、第五十九條、第六十
條第二項、第七十一條第四項、第七十
四條及び第七十五條に所要の修正を加
えまして、財務、會計に關する監督権
限の一元化をはかつたのであります。

その他におきましては、公社の經營
委員會の重要性にかんがみまして、第
十一條第一項を修正して、委員の数を
増加いたしましたのであります。また理事
の濫設を防止いたしましたために、第十
九條を修正いたしました。理事の数の
最高限を設けましたこと。第二十五條
を修正して、役員が營利事業兼職を絶
對に禁止したこと。公社の利益金は積
立金として整理することを原則とし、
でき得る限り公社運営上の弾力性を認
めることによつて、ひいてはわが国の
電信電話事業の復旧改善に資すること
ならず、企業意欲を確立することに役
立つものとの観点に立つて、国庫納付
金制度は例外的措置であることを明ら
かにいたしますために、第六十一條
第一項の字句を改めましたこと、その
他は主として立法技術上の修正にすぎ
ないのであります。

次に施行法案に對する修正案は二項
目であります。第一條第三項の修正
は、公社の經營委員會の委員数の増加
に伴う必要な修正と、委員の任期終
了期を国会開会の時期とするための修
正であり、第四十三條の修正は地方税
法の一部を改正する法律との調整上、
必要な修正であります。

以上をもつて修正案の説明を終りま
す。前にも申し述べました通り、この

修正案は本委員会がこの重要法案付託の使命にこたえまして、あらゆる角度から原案を精細に検討いたしました結果の集積でありまして、これによつて原案をより完璧なものにいたしましたものと確信してはばかりません。何とぞ全会一致御賛成あらんことを希望して、私の説明を終ります。

○田中委員長 右の修正案について御質疑はございませんか。——政府の意見を承ります。佐藤大臣。

○佐藤國務大臣 ただいま修正案が出ておりますことにつきまして、皆様方の御審議の経過について批判をいたすつもりで立ち上つたわけでないことを私冒頭にお断しを得たいと思ひます。

第四十一條の修正の点でございますが、御審議の途上におきまして、種種政府としてお答えいたして参つた次第でございます。これは主として在来から持ちます大蔵大臣の予算編成権に關する重大なる変更規定だと、かように考えられるのであります。もちろん今回公社制度を採用するに際しましては、公社は政府の直接事業とは形態を異にいたしますので、大蔵大臣といたしましては、特別な關係において公社予算を処理すべきが理の当然のことだと思ひます。しかしながらたび／＼お話し上げましたごとく、今回御審議を賜つております公社案そのものは、鉄道なりあるいは専売なり、すでにでき上つております公社等の取扱いと基本的には同一にならざるを得なかつた点があるのであります。それらの点は数次のお尋ねに際しまして、政府の所信を申し上げて参つた次第であり

ますが、ただいま修正を受けようといひます点、まさしく私が指摘いたしました鉄道公社あるいは専売公社等の先例から見ますと、ややその規定を異にいたしてある、かような感じがいたしますのであります。私は特に大臣といひまして、政府側の一、二の意見をこの機会に開陳した次第でございます。何とぞ皆様方の御審議を賜りたいと思ひます。

○田中委員長 これより三法案並びに公社法案及び公社法施行法案の修正案を一括して討論に付します。討論の通告があります。これを許します。橋本登美三郎君。

○橋本（登）委員 ただいま提案されました日本電信電話公社法案、同施行法案及びその修正案並びに国際電信電話株式会社法案について、自由党を代表して原案のうち修正を除く原案並びに修正案及び国際電信電話株式会社法案に対して、賛成の意見を述べらるるものであります。

私小委員長といたしまして、これらの問題をほとんど半歳にわたつて、各党から代表委員が出られまして審議を續けて参つたのであります。その間に於ける各党の小委員の各位が非常な熱心と友情の精神をもつて、この三法案について慎重なる審議を進められたことに對して、心からお礼を申し上げる次第であります。今回の電信電話公社法案に對して修正案が提出されましたが、この修正点は提案者から御説明があつた通り、少くとも現在日本で實行されておる公共企業体の性格を明らかにしたものであつて、従来の国鉄あるいは専売公社、これらに適用せられておる公共企業体の精神は、必ずしも公共

企業体の性格を明らかにしておらない。従つて今回新たに発足する公共企業体においてはぜひともこの点を明らかにして、あくまで日本の政府關係機關としての公共企業体の性格を明確にしたい。この一点に集中せられて、数回にわたつて小委員会が開催せられ、また本委員会においても長期間にわたつての論議が進められたのであります。おそろしく今回の公共企業体の法案が本会議を通過するということになりますれば、今後の公共企業体に対するところの本格的な企業体としての意味を残すこととあり、同時に今まで十分であつた国鉄あるいは専売公社の公共企業体に対して、何らかの示唆を與えることができるであらうとわれわれは確信しておるものであります。この点修正意見に十分でありますので、あえて詳しく申し上げません。

次の国際電信電話株式会社法案、この法案につきましても、われ／＼は慎重審議を重ねて参つたのであります。しかしながら残念ながらわれ／＼といたしましては、政府の原案に對しては多大なる不満を持つておるものであります。その理由は、政府と見解を異にいたしますのが、国際電信電話株式会社を民營の方針に持つて行くという根本原則にはかわりはないのでありますけれども、これらは重要な公共機關であり、しかも国際關係を持つところの公共事業であつて、その基礎といひましては、明らかに狭い意味での公共性を持つておる。であるからこの組織に關しましては行動にいたしましても、その根本的な公共企業性格を持つべきであるというものが、われ／＼の根本的な考え方でありま。しかる

に政府提案の原案におきましては、完全なる民營案を目標としておるのであります。そのうちにおきましては、経済的な面である資本關係においては、準民營形態をとらうとしており、しかも運営上においては、逆に政府の監督権が大幅に行われておる。こゝういふような形になつておる。この点で、われ／＼から考えれば、この点においては非常に矛盾があるように考えられるのであります。ただ現在國際情勢を考へ、かつまた國際電信電話が今後の平和と日本の推進の上において一つの重要な機關として、世界に働きかける重要な色彩を帯びたり、あるいは政府の機關として他の国々との連絡、あるいは交際を續けるということについては、いろいろの疑問も持たれる危険がありますので、その意味においては、われわれは政府と同感なのであります。ただわれ／＼が憂へるところのものは、もし万一將來において非常事態が起り、あるいはこゝういふ通信機關に對して國際的ない／＼な制約が行われした場合において、準民營でその基本が固められた場合においては、はたしてこれを防衛する手段が十分にあり得るかどうか、こゝういふ点については非常に疑問を持つておる。従つてこの法案の中におきましても、たとえばこの國際電信電話事業が何らかのいゝゆる不可抗力によらざる事件によつて休止を行われた場合において、これを休止してはいけないという規定も入つておらない。あるいはまた万一これらが民營不適当であるということが認め

られた場合に、これを公共企業体なりあるいは政府に返す場合において、これを政府に接收する法的根拠を残しておらない。もちろん国会は最高機關でありますからして、これが法律をつくることによつて改正することは可能でありますけれども、少くともこの法案にはさういふものが残されてしまふべきであらうと思つておる。しかしながら政府は、これらに對する不十分な点については十分承しておられるようでありまして、かつまたこの法律をもつてしても可能である。こゝういふ見解を持つておられるようでありますから、われ／＼自由党としては、今まで質疑を重ねましたその條項について政府は十分に考慮せられて、今後さうしたことのないよう十分なるおとりはからいを願ひたい、こゝういふ程度の意見を述べまして、國際電信電話株式会社法案に對しては賛成の意を表し、かつまた日本電信電話公社法案及び同施行法案については、各派共同提案の修正案並びにそれを除く原案に對して、賛成の意を表するものであります。

○田中委員長 長谷川四郎君。

○長谷川委員 議題となつております日本電信電話公社法案及び同施行法案、この修正案に對しましては私たちは改進黨を代表いたしまして賛成をするものでござい。この修正にあたりまして、與黨の委員はまつたく情なく政府と闘ひ抜いて、そしてわれ／＼の目的に一步進み入れたということは、本国会が始まつて以来の珍らしい現象を呈したというように考へておるのであります。しかしその反対に、國際電信電話株式会社法案

に對しましては、私はこれに賛成するわけには参らないのでございます。委員會においてとゞ／＼申し上げた通り、この法案そのものに非常な矛盾があるという点、突如としてこういうものが選挙を目前に控えて出て来たゆゑ、これらに對してはどうしても納得し得ないのでございませう。このように點に對しまして矛盾といつても、われわれは修正をしてという點にまでは行つておらない、全然矛盾を生じておるといふことにおいて、私たちはこの法案に反對をするものであります。以上をもちまして私の討論といたします。

○田中委員長 石川金次郎君

○石川委員 社会党を代表いたしました。日本電信電話公社法案、同施行法案、国際電信電話株式会社法案に對しまして、それ／＼賛否の意見を表明いたします。

まず第一に日本電信電話公社法案及び同施行法案に對しましては、修正案に賛成し、修正部分を除きます。原案に賛成いたします。理由は、政府が提出せられました日本電信電話公社法案に對しましては、私たちはとうてい賛成し得ないものであります。原案の欠陥を修正するために、各党協力いたしました修正案の作成に成功いたしましたことは、まことに議員の一人として欣快に存じます。もちろん公共企業体としての本公社は、修正せられましても決して理想的ではございません。また公社の性格についてはつきりしたものを現わしておりません。また不満といたします点も多々あるのでありますが、現下の状況におきましてはこれ

以上求めることはかたぐ、一応満足すべきものであると存じまして、その是正は公社の業務の経験とともになさるべきものであることを信じて、修正案に賛成し、修正部分を除く原案に賛成するものであります。この修正案の提出にあたりましては、自由党の委員諸士が野党たるわれ／＼と終始協調の態度に出られましたことは、感謝にたえないといふことを付言いたしまして、同法案に對する賛成理由を述べたわけでありませう。

次に国際電信電話株式会社法案に對しましては、反對をいたします。ここに反對の意思を表明したいと存じます。

まず第一に政府は本法案の提案理由におきまして、その主たるところは企業活動の自由なる機動性、これこそ今日の国際電信電話事業の運営に最も欠くべからざるものであり、必要なことである。国営においてはこれを期待することはできないがゆゑに、この自由なる機動性を事業の上に採用するたために、この法案を立案したと言われるのであります。企業活動の自由なる機動性とは、質問を通して了解するとこのるによると、資本主義経済制度の中にあつて競争者としての資本を守り、利潤を追求し、もつて資本主義上の勝者たらんとする最高目的を達成するため必要な活動態勢と活動の自由とを意味するものであることが明らかになつたのであります。結局政府の言われるところの企業活動の自由なる機動性というのは、資本主義内において有利なための必要な行動の自由ということと同一であります。しかし国際電信電話事業は、政府も言うごとく国民生活と密

接に關係があり、近代産業の文化、政治、教育の根幹をなすところの、すなわち公共の福祉に重大な關係のある事業でありますことは、これ申すまでもありません。ゆゑに本事業経営の第一は、公共の福祉のために経営すること、これが使命であると信じます。この公共の福祉に適合する範圍において、いわゆる企業活動の自由なる機動性は認められなければならないのであります。政府の法案は、自由なる機動性というその言葉で幻惑して、国営の内部において活動の自由なる機動性をはつきり確立すべきところの努力を避け、資本第一主義、利益第一主義、自己保存第一主義の民営会社にこの会社をゆだねんとするものでありまして、われ／＼はとうていこれに賛成し得ないのであります。もちろん政府は事業の公共的性格を確保するために監督保護を規定した、こうおつしやつておるのであります。本法に規定がありませう。しかしながらこの規定もきわめて不満足であることは、質問において指摘したつもりであります。政府案によりますと、資本の本来の性格上、公共性は否定せられておる。自己保存の目的にのみ奉仕するものでありまして、利益あれば会社というものは御しがたき驕馬となる、そしていろ／＼不祥事を起して参ります。反對に損失があればその負担を国民に帰すことは従来の例が示すところでありまして、会社案はとうていわれ／＼賛成し得ないのであります。私はむしろ会社よりも公社によつて経営することが妥當であると考へておるのであります。

第二は本法案は、会社設立によつて、別に設立せられることになつた公社に對して悪い影響を與えるのであります。まずその一は、現在十數億の收入超過を見ておる国際電信電話事業を分断して公社より取上げることによつて、それだけ公社の経営に悪い影響を與えることは、これは自明のところでありませう。公社の今後の経営も必ずしも案ではないかと存じます。樂觀は許さぬものと存じます。この場合、公社にもでき得るだけ公社経済をゆるやかにしてやることが任務であるのにもかかわらず、これを取上げるということとはまことに不当と言わなければならないとせんで来ると一方説明しておりながら、公社以上の機動性がなければならぬとして、会社に国際電信電話事業をまかせるといふその意図はどこにあるのか、われ／＼は了解に苦しむのであります。

第三に本案に反對します理由は、本法案の内容を吟味いたしますと、幾多の欠点を持つておるのであります。まず二、三指摘してみましよう。その第一點は、第四條において株式所有の資格を定め、外国の支配力を排除した。これはきわめて至當な規定でありませう。しかし近代会社における経営を見るのに、会社を支配いたしますものは、資本を持つておる株主よりも、多くは債権者が支配力を持つて現われて来ることが多いのであります。しかるにこの債権者が支配するであらうことを予防する何らの方法も講じておらないのであります。たとえば債権力が執行機關を握りはしないかという點に對しては、何ら予防を張つておらないのであります。また第二の點は、第七條の債権者保護の單獨規定であります。

これは必要かどうかということが疑える規定であります。しかも本條はその字義の明確を欠いております。なるほど政府はこれで間違いないと言つておりますが、法律的にあつて紛争が起つて参りますときに、實際において必ずこれが問題となつて来ると私は見ておるのであります。第三には、第六條の社債発行限度に特別規定を置いたことでもあります。会社の経営の健全というものを害する。何ゆゑにまた商法の原則を一会社に對して與えるか、はなはだ懷疑にたえないのであります。もしもこれが真にいうところの一独立会社で、国家資本が入つてゐるのだというであつたかも知れません。純粹なる株式会社、民間会社に對して、そうしてこれらの特權を與えたといふことは、考えなければならぬのであります。

次に、公共的見地からいたしますところの監督權は、今橋本委員は監督權は多過ぎるがごとく仰せになつたのであります。これは私は足りないと思つておるのであります。政府は自由なる機動的活動という名にとられまして、監督權を軽くしておるのであります。たとえばこの種の事業は、あらゆる場合を予想して、非常事態における接收權限を政府が持つべきだ、私はこゝう思ふ。

第五には、設立委員の法律的地位が明確を欠いております。一体どういふ責任を負うのか、どういふ義務を負ふされるのかということが書いてございせん。お聞きしますと、商法に書いてあるのだと言われますが、商法には書いてありません。設立委員の選任が

商法の規定で縛られない限り、さすればこの場合一体設立委員の義務というものはどうなつて行くのか、法的地位はどうなつて行くのかという点について明確を欠いておるのであります。

もう一つ、会社設立において、別に新しく発足する公社の発言権というものがきわめて薄いのであります。自分の財産をやる、自分の営業権を譲渡してやる、なぜ一体公社の発言権をなくしておいたか。本来ならば私的会社に物をやるならば、対等の立場において交渉をさせるべきであるのに、それに対して何らの保護規定もなくして、そうしてこれを公社よりほとんど奪い取る。語弊がありましようが、奪い取られるように規定したということは、公社自体をあまりかわいがらな過ぎると思ふのであります。本来ならばもう少しいたわつてやつてもよかつたと思うのであります。さらに考へて参りますと、さらに新設し分断した結果が、人力の分断となり、技術の向上に阻害を興えるのであります。このことは明らかだと思はれます。ときとところによつては二重の支出を必要とするところになるかもしれません。二重支出の欠陥が出て来るかもしれません。事務の取扱ひ上必ずしもそういふことを求すでもありません。政府の期待するような効果をばたして一体会社によつて上げ得るかどうかという点は疑問なのであります。会社が一定の技術員及び事務担当者からかわける結果として、これに対して退職措置を講じなければなりません。公社として一時に多額の金を出すといふことは、やはりこの場合償ふなければならぬことではなかつたか。われわれはこの

点からも、この会社案に対して反対しなければならぬのであります。本事業は一体政府の保護のもとに生れた事業であつて、政府が必要としてこれを国営としたのであります。事業本来の性質から申しまして、公共的な政府の経営形態がよいものであると私は信ずるのであります。それを今会社案に変更いたしますことについては、これはどうしても賛成できないのであります。以上の理由によつて、法案の法律的内容から申しまして、根本的な経営の方針から申しまして、私は会社法案に反対せざるを得ないのであります。

○田中委員長 田島ひで君。

○田島ひで委員 日本共産党を代表いたしまして、三つの法案の原案並びに修正案に反対いたします。

政府は本法案提出によつて、国営では設備の拡充資金が十分得られないの、企業経営の基本である財務、会計、人事管理について、活発な企業活動を阻害される等の理由をあげております。今日日本の電気通信事業が当面するこのような課題が、単に企業形態をかえることだけで解決されるというのには、まったく欺瞞もはなはだしと言わねばなりません。電話事業は創立以來電信は八十年、電話は六十年の長い間、一貫して国営によつて運営されて来たのであります。過去の実績を振り返つてみますと、まず第一にわが国の電信電話事業が、その発足の当初から純粋な軍事、警察機構の中核的な国家活動の機関としての、本質的な性格を持つて来たことを見のがしてはならぬのであります。決して日本国民の文化、経済、政治、社交上の近代化の日常

必需品として生れたものではなかつたのであります。たとえばアメリカでは電話を要求すれば三日のうちに架設され、ロンドンでは二週間の後というぐあいでありまして、日本では要求してから半年もたつて架設されればまつたく運のよい方でありまして、アメリカでは百人につき二十台、スイスでは十八台といわれる電話は、日本ではたつた二台にすぎないというありさまであります。軍事、警察的な機関として、国民の税負担で事業の運営がなされて参りましたばかりには、少数の軍事産業、特権階級を除いては、絶対主義天皇制の軍事的、半封建的国家権力のもとで收奪され、みじめな奴隷的な生活をして参つたところの一般国民大衆にとつては、電話は一個の財産であり、ぜいたく品であつて、大部分の者にとつては電話の架設などというものは及びもつかないことであつたのであります。このような国民の負担でつくられ、軍事、警察、特権階級中心に発達して来た電信事業も、日本資本主義の発展とともに、国営にかかわらず平時においては一応収益状況はきわめて順調というより、高収益率をもつて経営されて来たこと、政府自身の資料によつて示されておるのであります。この収益は軍国主義財政に吸ひ取られ、従業員の待遇改善も、施設保存、補充取替、建設拡充も満足に行われず、従つてまた国民大衆へのサービスなどもまったく顧みられなかつたのであります。すなわち電信危機の問題は、電信事業がたれの負担、たれの手によつて、たれのために、どういふ目的に奉仕せられて来たかという点と、根本的に関連して来るのであります。常にこの事業の企業

形態が問題になりますのは、戦争と関連して来るのであつて、すでに明治二十七年、八年の日清戦争に民間論がなされ、次いで日露戦争、第一次世界大戦、今次大戦といふぐあいに、戦争のたびごとに論ぜられて来たのであります。このことは日本の電信事業の軍事的性格と同時に、戦争による国家財政の軍事的收奪と、それのための建設費の削減、しかも他方では軍需産業による需要の増加で、資金と需要との間の矛盾に悩まされるという宿命を持つて来たのであります。特に今次大戦は、電信電話事業に最も苛酷な奉仕を要求したと政府自身申しておるのであります。その収益は臨時軍事費特別会計への年々の繰入れとなり、機械の酷使は資本の食いふれとなつて参つたのであります。しかも空爆による施設、機械の破壊と、戦後第一次吉田内閣のインフレ政策の犠牲となつて復興はまったく忘れられて参つたのであります。たとえば二十三年度における通信官俸は四百億の建設資金を最低必要費として要求したにもかかわらず、わずかに百九十二億に削られております。この上占領軍による施設の接収、回線の専用、サービス提供、料金の未還払い、軍需に強制された米独占資本の事業管理形態であるライン・オクルガニゼーションの機械的な採用、それに伴う事業員の復興に最も挺身して参りました従業員の首切り、人員の削減、警察、彈圧機関へのサービス、特に朝鮮戦争後の米軍、警察予備隊等への協力による事業の半身不随状態、加えて植民地政府官僚の汚職腐敗による食い荒し等、悪条件が積み重ねられて参つたのであります。それだけではあ

りません。今日現われておる電信事業の危機が、従来との本質的な相違をしておるのは、サンフランシスコ條約と行政協定の結果、日本がはつきりとアメリカ帝国主義のアジア侵略計画の最後の足場として、軍事基地として第三次大戦に御奉公を務めさせられようとしておる点であります。わが党が本法案に反対する根本的な点は、このように経済的にはアメリカの植民地、軍事的にはアメリカの属国に追い込んでおる吉田植民地傀儡政府の手によつてこま切にさせられ、日本民族の一大資産が失われようとしておるからであります。電信、電話の軍事的サービスという根本的な問題に目を向けなければ、単なる企業形態をかえるというような機微いじりによつては、何事も解決されないものであります。この公社によつて電信事業がどれほど改善されるのであつたか。第一に、資金を民間と外貨借入れ等により、五百億程度調達できるかもしれないとたよりない見込みを述べておりますが、今日のような民間資本の貧弱な状態では、政府が予期する電信電話債券も、せいゝ政府資金等による引受けとなるぐらゐで、結局は公衆負担か、労働者の労働強化による高効率を期待することが落ちてあつたか。またそうでなければ日本の電信事業は荒廃するにまかせられることになる。またもしも万一政府の言うような外資が入るとすれば、日本の現状では電信事業はただひとえにアメリカに利潤をみつぐイランの石油と化するのみであります。第二に、資産の再評価と減価償却、五百五十億の借入金金の返還等によつて、首切りや低賃金、労働強化が必至

となり、結局は日本の全電通労働者を虫ばむことになりましよう。第三に、資金の逼迫は、電話補充は望まれないということになります。第四に、不正事件は一層深刻に行われ、予算の流用によりさらに促進されるであります。

日本の電通事業の再建と真の発展は、それゆえに外国軍隊、売国政府官僚、戦争商人の汚れた手から、日本国民と電通労働者の手に電通事業をとりもどす以外にはありません。まず従業員に最低賃金を保証し、働く者に労働への熱意と創意を發揮させるよう、給与の確保、健康、福利、文化、教育施設の完備をはかり、従業員を増加し、ストライキ、デモ等組合活動の完全な自由の民主的権利を保障しなければなりません。次に戦争に奉仕する電信電話を国民大衆の文化的必需品として、また平和産業の発展のためのサービスに切りかえること、特に現在電信電話の発展のためには、アメリカに強制されたバトル法の不法かつ破壊的な大陸封鎖を打破り、中ソ両国初め全アジア、全世界と平等互恵の自由な通商貿易を打立てることが望まれるのであります。特に予備隊、警察等、戦争や国民弾圧のための武器とすることをやめること、行政協定による米軍への施設、サービスの協力や、米軍の通信工事の停止を同時に行われねばなりません。何よりも国家予算の軍事的支出をやめ、これを大幅に国民の電信電話の建設に振り向けることであります。日本の電通事業の真に国民的再建の道は、あらゆるものにも増して一にも平和、二にも平和、三にも平和以外には

ありません。これらのことはサンフランシスコ両條約、行政協定の廢棄、破防法、労働三法改悪及びゼネスト禁止法の粉砕、朝鮮の侵略戦争の停止、日本、朝鮮、台湾等から外国軍隊の撤退、日本をアメリカのための戦争に導く傀儡吉田政府を打倒し、新しい民族解放、民主政府による平和政策によつてのみこれは実現されるのであります。以上をもつて反対の理由といたします。

○田中委員長 稲村順三君。

○稲村委員 私は日本社会党第二十三控室を代表いたしまして、ここに提案されました日本電信電話公社法案の修正案並びに同施行法案の修正案に対して賛成の意を表し、国際電信電話株式会社法案に対しては反対をするものでございます。

従来国営であつた電信電話事業を公社に編成がえするというのが公社法案の目標であります。政府はその理由をいたしまして、現行国営形態にあるところの隘路を開闢するためだといつております。私はもとより国営形態の一つであるという意味において、公社という形態を必ずしも否認するものではありません。いなそれどころか、場合によつてはむしろ民主化された国営形態の一つとして考える場合もあり得ると思ふのであります。しかし問題は本法案に盛り込まれている内容であります。すなわち本法案が実施されたからといって、現行国営形態の中に存在している隘路がはたして打開されるかといふに、必ずしもそうだと断言することはできないからであります。むしろこの程度の公社法であるならば、現行国営形態のままにしておいて、現行法の一部改正をやつた方が、企業活動を

活発ならしめるのには早道だとさえ思われる節が多いのであります。現に本法案は公社法案とは申しながら、本質的には現行の官更によつて経営されている国営と何ら異なる点がないばかりでなく、なかならず公社の予算編成にあつては、国の財政に関する予算とまつたひとしい手続をとつたり、主務大臣のみならず大蔵大臣が横から口を出してみたり、また総裁、副総裁が企業体内部の意向と無関係に内閣から任命されたり、従つて公社の最高決議機関たる経営委員会の決議を執行する実際の責任が、わずかに特別委員として経営委員会に出席することによつて負わされているにすぎないのであります。内閣に対してだけ責任をとつて

いるが、経営委員会に対しては実質的には何ら責任を持たないようになつております。これではまつたく官更でありまして、公社の総裁という役員といふことには行かぬのであります。その官更とまつたく同じ立場の総裁が総括するといふ意味で、公社と国営との區別が本質的にはつかないのであります。なかならずわれわれが本法案による公社が、国営と異ならないと主張する最も有力な証左は、総裁、副総裁が内閣の任命であるとともに、公社の執行部を総裁や副総裁とともに形成している理事という役員が、この総裁の独断的任命になつてゐることでありまして、これらの理事を公社に対する出資者たる国家、公社債所有者たる民間投資家、従業員などの代表者たる資格とは関係なく、天くだりの総裁が一方的に任命することになつております。しかも審議過程における政府の答弁では、これらの理事の持つ執行権は、委任執

行権であると言つております。それなら職員との區別がまず一つなくなるのでございます。わずかに総裁、副総裁に代理することができるといふことによつて、職員と役員と區別するといふだけなのでございます。あらゆる団体において、役員たる以上、その団体に關する限り独立の執行権の一部を代表していなければならぬことは、常識の教えるところでありまして、しかるに本法案の理事たる役員は、そうではないのであります。そうである限り名称のいかんを問はず、本法案に現われたる役員とは、高級の官更である職員を意味するのであります。しかもこれが事実上の最高の機関でありまして、決議機関である経営委員会は人事に關する決定権を何ら持つていないのでありますから、有名無実の形式的な決議機関となるであらうと見えます。実質的には諮問機関以上の役割を果さないであらうと見えます。その結果として公社とは名のみであつて、本質的には現行国営と何ら異ならないのであります。

以上述べたところを要約いたしますと、このような公社をつくるというのであれば、なぜに特別法まで出して大げさに機構改革いじりをしなければならぬのか、その根拠を探すのはまつたく困難であるといわなければなりません。しかもこの点に關し政府委員の答弁がまちまちである、その考え方が全然まつておられない。固まつていない思想によつて立案したといふことは明らかであります。ここにおいて野党のみならず、與党の自由党においても、公社として出衆する以上、かくのごとく中途半端な公社としてでなく、自主性を持つた公社として一つの性格

を持たせようという動きが起つて来るのは当然であります。その動きが現われて、自由党、改進黨、右派社会党、労働党、農協党、社民党及びわが党などが一つになつて、最大公約数によつて公社法としての形式を整えようといふための努力が払われて来た結果が、ここに提案された修正案であります。もとより主張を異にする各党の修正案の最大公約数であるという点で、各党にとつておの／＼それ／＼の不満があることは事実でございます。わが党もいたしまして、経営委員会に關係の労組代表が入つておらないこと、経営委員会たる資格制限の條件に、關係業者、關係官庁の官吏、公社の役員といふようなものが、一定期間野党に下つてからでなければ任命することができないといふようなものが挿入されておらないこと、総裁、副総裁の任命を経営委員会の推薦により国会の議を経て内閣が任命するといふようにしてないこと、それから理事の任命は経営委員会の議を経て総裁が任命するといふふうになつておらないこと、また地方議會議員たるところの制限を削除しておらないこと、さらに休職に關する規定があまりにも細部にわたつて従業員の意向を反映する余地を残してない。従つてこれを大綱のみにとどめて、細部にわたつては従業員組合との間の団体交渉にゆだねておること、こ

ういふようなことが全然考えられておらないこと、恩給法、共済組合法の運用に關する規定をさらに明確に經過規定であるといふことを示しておらないこと、真の独立採算制ならしめる立場から、国庫に対する納付金に關する規定を削除しなければならぬと思つて

おりますが、この点が明確でないこと、また国際電信電話が切り離されておるために、公社の体系上から申しまして、もとより不安定にされていること、これらのものが私達は大きな不満であるということができるのであります。しかしながら今回の修正の特長は、何といつても全員ほとんど與黨である自由黨の委員たちまでが、黨派心というものを越えまして、そうして純理に立つてその結論であるということでございます。従つて委員会の一般委員数を増して、多少でも公社の民主化に資しようとした努力や、また政府の監督も郵政大臣を通じてのみにとどめ、大蔵大臣の直接的監督に関する規定を最大限度に削除しようとして努力したこと、また国庫納付金に關しましては、残余が生じた場合には一応これを積立金とすることを原則として、国会が必要と認めた場合にのみこれを納付せしめることができるというふうにしたこと、これらのことによりまして、私たちは公社としてはまだ十分なものとは申すことができないといつてしましても、法としての一応の形式は整つており、多少の一貫性が備えられて来たといふふうに言えると思つております。従つてわれ／＼は、われ／＼の修正案がいられなかつたことをはなはだ遺憾と思つておりますが、一つにはこのような修正の方向に對しまして、全国電気通信従業員組合の意向もあることとございまして、また二つには、與黨議員の諸君の努力というふうなことを尊重するといふ意味から申しまして、私たちは今後できまする公社におきまして、公社の幹部と關係労働組との間における折衝の經驗を通じまして、さらに本法に改善が加えられるといふことを期待いたしまして、この日本電信電話公社法案の修正案に賛成するのでございまして。

次に私は、国際電信電話株式会社法案に對するところの反対の理由を申し上げます。詳しくここに申し述べるよりも、最も本質的な一点だけを申し上げておきますと、それは先ほど石川委員からも指摘せられました通り、この法案におきましては、外国資本が債券の形をもつて入つて来ることを制限いたしております。しかもこの国際電信電話株式会社なるものの引受ける事業といふものは、これは電信電話事業といひましては最も収益の上るものでございまして、しかしなお外国資本の他の拡充の上から行つて、今後サービスをよくしようというならば、巨大なるところの資金を擁して改善をしなければならぬといふのが政府の意見でございまして、従つて十三億何がしは大きなうけではないといふような答弁すらあつたのでございまして。そうすればその資金は一体どこから調達されるか。国内の今日の情勢からすれば、おそろしく外資に期待するところがはなはだ大きいのであらうと思つております。その外資が社債の形をもつて入つて来た場合、はたしてこれが外国資本に支配されないと言へるでありましようか。しかも国際電信電話が外国資本によつて支配されることによつて、国内の一切の電信電話事業まで支配されておるといふ例は、戦前の中国においてわれ／＼は明らかに発見するのでございまして。私はこの意味におきまして、かような外国資本に奉仕するといふよ

うな必然的な姿を持つておるこの国際電信電話株式会社法案といふものを、ここに無理に通さなければならぬといふ理由を発見するに苦しむのでございまして、かような今日の日本の置かれてゐる民族独立の立場というものが考えましても、かようなものに対しては断固として反対せざるを得ないのでございまして。

以上わが黨の意見をここに申し述べた次第であります。

○田中委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入りますが、その前に採決の順序について申し上げます。まず日本電信電話公社法案及び日本電信電話公社法施行法案、次に国際電信電話株式会社法案について採決を行います。各案に對する修正案は政府原案より先に採決をいたします。

それではまず日本電信電話公社法案及び日本電信電話公社法施行法案に對する修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

次にたゞいま修正と決定いたしました部分を除く政府原案について採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よつて政府原案は修正案のごとく修正すべきものと決しました。

次に国際電信電話株式会社法案について採決をいたします。本案を原案の通り可決すべきものと決するに賛成の

諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なおお諮りをいたします。ただいま議決いたしました三案に對する報告書につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めまして、さうに決します。

○田中委員長 お諮りをいたします。ただいま議決いたしました三法案につきまして、衆議院規則第三百三十六條によつて、本會議に上程の際、その討論者を指名しておきたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なければさうに決定いたします。

なお討論者の指名につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認め、橋本登美三郎君、長谷川四郎君、松井政吉君、田島ひで君及び稻村順三君を本會議討論者に指名いたします。

本日はこれにて散會いたします。

午後三時一分散會

〔参照〕

日本電信電話公社法案(内閣提出)に關する報告書
日本電信電話公社法施行法案(内閣提出)に關する報告書

国際電信電話株式会社法案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年六月十二日印刷

昭和二十七年六月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁